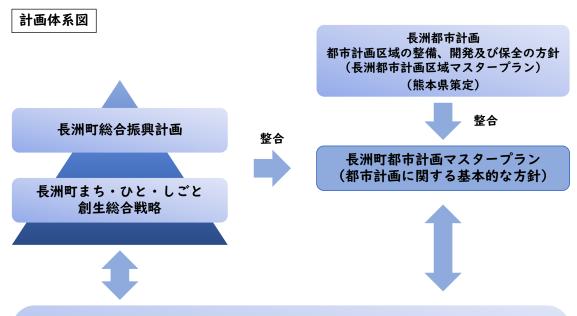
第 | 章 計画策定にあたって

┃ - ┃. 策定の目的

- ●地域高規格道路有明海沿岸道路や都市計画道路赤田上沖洲線の整備が着実に進められており、交通を取り巻く状況の変化に応じたまちづくりの方向性を示し、地域経済の活性化を図る必要があります。
- ●人口減少や少子高齢化をはじめ、加速するインフラの老朽化、厳しい財政状況などといった社会経済情勢の変化とともに様々な課題が顕在化するようになり、拡大を前提としたまちづくりからの転換を図る必要があります。
- ●長期的な視点に立ち、将来の都市像やまちづくりの方向性を示します。
- ●地域住民・企業・行政などの協働によるまちづくりを進めるガイドラインとします。
- 今後の都市計画の決定や見直しにあたっての方針とします。

1-2. 位置づけ

●都市計画マスタープランは、都市計画法第 18条の2に規定される「市町村の都市計画 に関する基本的な方針」であり、町の総合振興計画や個別計画との関係は、下図のと おりです。



主な個別計画

- 長洲町公共施設等総合管理計画
- ・長洲町国土強靭化地域計画
- · 長洲町農業振興地域整備計画
- 長洲町営住宅長寿命化計画
- · 長洲町地球温暖化対策地方公共団体実行計画
- ・長洲町下水道事業経営戦略
- ・長洲町公共下水道事業計画

- ・長洲町地域防災計画
- ・長洲町住宅マスタープラン
- 長洲町橋梁長寿命化計画
- ・長洲町建築物耐震改修促進計画
- · 長洲町水道事業経営戦略
- ・長洲町下水道ストックマネジメント計画

など

1-3. 目標年次

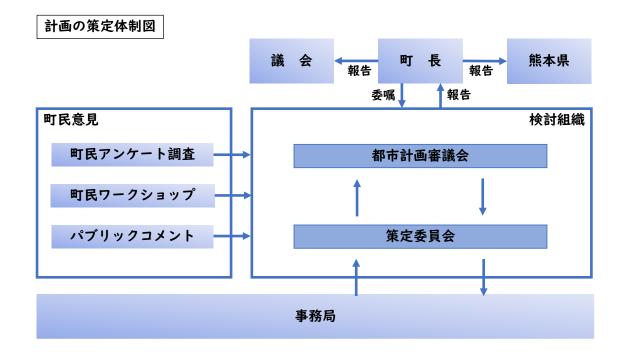
●都市計画マスタープランの目標年次は、長期的な都市づくりの基本方針を示すものであることから、おおむね 20 年後の 2044 年を目標年次とします。ただし、上位計画の見直しや社会情勢の変化等を踏まえ、適切に見直しを行います。

1-4. 対象区域

●都市計画マスタープランの対象区域は、本町の行政区域全域とします。

Ⅰ-5. 計画の策定体制

- ●計画の策定にあたっては、「都市計画審議会」と「策定委員会」の2つの組織を中心に 町民の意見を取り込みながら検討を進めました。
- ●「策定委員会」は、副町長、庁内の関係各課の課長、学識経験者、地域住民によって 組織し、計画の実質的な部分について検討し計画案を作成しました。
- ●「都市計画審議会」は、学識経験者、町議会議員、関係行政機関職員、熊本県の職員、 地域住民によって構成され、最上位にあたる組織として、計画案に対する承認・提言 等の役割を担いました。



1-6. 構成

- ●本プランの構成は、全体構想と地域別構想の二層構造とし、都市レベルの視点と地域 レベルの視点から方向性を示します。
- ●全体構想では、長洲町全域を対象として、長期的な展望に立ちおおむね 20 年後の都市 づくりの方向性を示します。
- ●地域別構想では、各地域を対象として、広域的な視点に立った地域づくりの大枠の将 来像と方向性を示します。地域の区分は、六栄小学校区、腹赤小学校区、清里小学校 区、長洲小学校区の4地域とします。